

幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための
必要な措置を求める意見書

2019年10月から実施が予定されている幼児教育・保育の無償化では、幅広く多様な施設やサービスが対象とされています。保育料の負担軽減は子育て世代の切実な願いで、少子化対策としても必要な施策であり、無償化そのものに反対するものではありません。しかし、認可外保育施設での乳児死亡事故なども起きており、何よりも子どもの安全を守り保育の質を確保できる制度であることが求められ、なおかつ利用者にとって分かりやすい制度設計であることが求められます。

また、無償化によって、新たな保育需要を喚起し利用希望が増えることが予測され、受け皿となる施設の不足や幼稚園教諭・保育士の不足が懸念されています。大和郡山市においても、昨年10月現在、保育園や認定こども園への入園を希望しても入園できずに待機している子どもが130人以上おり、保育士不足がその主たる原因となっていますが、無償化によりさらに待機児童が増加すると考えられます。保育の実施責任を負う市町村には新たな財政負担が生じることが危惧され、利用希望者の認定業務など地方自治体における事務負担の増大も予想されます。

よって、国においては、市町村に新たな負担を強いることなく、誰もが安心できる幼児教育・保育の無償化を実現するとともに、喫緊の課題である待機児童の解消や保育士の処遇改善・保育士不足の解消を行うことができるよう、下記の事項に取り組まれることを要望します。

記

1. 幼児教育・保育の無償化にあたっては、地方自治体の負担増にならないよう全額国費で行うなど、財政措置も含めてあらゆる必要な措置を講じること。
2. 給食費食材費は実費徴収化ではなく、無償化の対象とすること。
3. 無償化の対象とされている認可外保育施設については、認可施設と同等の保育を保障できるよう、認可化の促進など国として必要な措置を講じること。
4. 増加が見込まれる待機児童の解消のため、国として認可保育所の整備計画を立てること。また、保育所等整備交付金の増額など、財政的支援を拡充すること。
5. 保育士等職員の配置基準を改善するとともに、公定価格の改善など保育士の処遇改善に必要な措置を講じること。
6. 保育の質的量的拡充が停滞することがないように、無償化実施のための財源とは別に、国として十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月18日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
文部科学大臣、少子化対策担当大臣